

岡崎市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金の概要

1 目的

原油価格の高騰により施設園芸農業者は厳しい経営状況に直面しているため、「岡崎市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金」を交付します。

2 交付対象

- (1) 岡崎市内に居住し、市内で施設園芸を営む農業者、または市内に事業所を置き、市内で施設園芸を営む法人。
- (2) 対象期間中の営農実態が確認できること。
- (3) 「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金」の交付を受けていること。

3 交付の要件等（概要）

(1) 支援金の交付

支援金の交付は、令和6年10月から令和7年3月の期間を対象に県から交付された支援金に基づき交付します。

(2) 支援対象となる燃油数量

交付対象者が営農する園芸用施設の加温に供するために当該月に交付対象者自身が購入したA重油、灯油及びLPガスとし、愛知県から支援金の交付を受けたものに限りします。

(3) 支援金の交付額

県から交付された支援金額の2分の1以内の支援金を交付します。

4 申請期限

令和7年12月26日(金)まで

5 申請方法

以下の書類を経済振興部農務課(西庁舎1階)に提出してください。

- (1) 岡崎市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 振込先口座が確認できる書類(別紙様式第1号別添1)
- (3) 愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金の入金がわかる通帳の写し(別紙様式第1号別添2)
- (4) 誓約書(様式第2号)